

II 個別帰属額等の届出書の提出について

1 個別帰属額等の届出書の提出先及び提出期限

連結子法人は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、その連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に個別帰属額等の届出書（①個別帰属額の届出書、②連結法人税の個別帰属額及び連結地方法人税の個別帰属額の計算の基礎を記載した書類）及び添付書類（下記3参照）を提出しなければならないこととされています（法81の25、規則37の17）。

2 個別帰属額等の届出書用紙の送付について

連結子法人が提出する個別帰属額等の届出書用紙については、連結子法人の所轄税務署から連結子法人宛に次に掲げるものを送付しています。

① 個別帰属額の届出書

② 個別帰属額等届出書付表セット（別表四の二付表から別表十六（ハ）までの別表のうち主要なもの）

届出に当たり、税務署から送付した用紙以外の用紙を使用している等の理由により翌連結事業年度以降の送付が不要な場合には、個別帰属額の届出書の「翌年以降送付要否」の「否」を○で囲んで表示してください。

③ 事業概況書

（注）連結子法人の個別帰属額等の届出書用紙の送付先（連絡先）については、その送付先として連結親法人の納税地を登録することにより、連結子法人の所轄税務署から連結親法人宛に送付することができます。今後、連結子法人が提出する個別帰属額等の届出書用紙の送付先を連結親法人の納税地とする場合には、連結子法人の所轄税務署長に異動届出書（連絡先の登録）を提出してください。

3 個別帰属額等の届出書の添付書類

個別帰属額等の届出書には、次に掲げる書類を添付します（規則37の17）。

① 貸借対照表及び損益計算書

② 株主（社員）資本等変動計算書又は損益金の処分表

③ 勘定科目内訳明細書

④ 事業概況書

⑤ 組織再編成に係る契約書等の写し

⑥ 組織再編成に係る主要な事項の明細書

（注）組織再編成を行っていない場合には、⑤及び⑥の添付は不要です。

I 5に掲げる連結確定申告書及び地方法人税確定申告書の添付書類のうち⑧の明細書・証明書等については、その明細書・証明書等が連結子法人に係るものである場合には、個別帰属額等の届出書にその写しを添付してください。

なお、規則第37条の6第1項第8号（外国税額控除を受けるための書類等）の書類のうち連結子法人に係ものは、連結確定申告書及び地方法人税確定申告書に添付することに代えて、その連結子法人の個別帰属額等の届出書に添付することもできます。その際には、連結確定申告書及び地方法人税確定申告書の別表六の二（ニ）の下部余白にその旨を記載してください。

4 連結法人税の個別帰属額及び連結地方法人税の個別帰属額の計算の基礎を記載した書類

連結法人税の個別帰属額及び連結地方法人税の個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成は、連結確定申告書及び地方法人税確定申告書の別表の写しを使用することとして差し支えありませんが、添付を省略することはできません。この点、I 6(2)と異なりますので御注意ください。

また、作成及び添付は、次の点に御注意ください。

- ① 個別帰属額に係る明細書（各別表の付表）だけでなく、その個別帰属額を算出するために必要な別表も添付する必要があります。

例えば、外国税額控除を適用する連結子法人にあっては、「別表六の二(二)付表 各連結法人の外国税額の控除に関する明細書」の「連結控除限度個別帰属額13」の金額の計算において「別表六の二(二) 連結事業年度における外国税額の控除に関する明細書」の「連結控除限度額15」の金額が必要となるため、「別表六の二(二)付表」だけでなく「別表六の二(二)」も併せて添付することとなります。

- ② 別表の一部に個別帰属額に係る記載欄が設けられている別表については、その個別帰属額に係る記載欄だけでなく、それ以外の欄についても記載します。

例えば、「別表十四の二 連結事業年度における寄附金の損金算入に関する明細書」にあっては、連結グループ全体の損金不算入額等が個別帰属額の計算に必要となるため、「個別帰属額の計算」以外の各記載欄につき、その連結所得の金額の計算において記載した金額を転記します。

このことは、「別表六の二(一) 連結事業年度における所得税額の控除に関する明細書」などについても同様です。

- ③ 連結親法人と連結子法人の全てが記載される別表については、他の連結法人の記載欄を消さずに添付してください。

例えば、連結グループで損金算入限度額が設けられている「別表十五の二 交際費等の損金算入に関する明細書」にあっては、「個別帰属損金不算入額」の「同上以外の場合23」の計算の基礎となる「損金不算入額5」の算出に各連結法人の支出交際費等の額の合計額及び支出交際費等の額のうち接待飲食費の額の合計額が必要であるため、連結法人の全てにつき「6」から「21」までの各欄を記載します。

5 個別帰属額等の届出書の編てつ順について

個別帰属額等の届出書については、個別帰属額の届出書を表紙として、連結法人税の個別帰属額及び連結地方法人税の個別帰属額の計算の基礎を記載した書類及び添付書類を次の区分に応じた順に並べた上で提出してください。

